

佐賀県訓令甲第7号

県土づくり本部  
伊万里土木事務所

井手口川ダム操作規程（平成24年佐賀県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

受訓先中「伊万里土木事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（洪水警戒体制） 第10条 <u>伊万里土木事務所長</u>（以下「所長」という。）は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。</p>	<p>（洪水警戒体制） 第10条 <u>ダム管理事務所長</u>（以下「所長」という。）は、別に定めるところにより洪水が予想される場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。